

令和4年12月23日

教職員各位

徳島大学危機対策本部長
徳島大学長
河村保彦

授業の実施等について（12月23日更新）

令和4年10月18日に通知しました内容を、下記のとおり更新します。

なお、BCPは、全学「レベル1」を継続します。

全国的に新型コロナウイルスの感染が再び拡大しており、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されています。新年を健康に迎え、学修、課外活動など充実した学生生活を送るためにも、一人一人が感染予防対策の意味を考え、節度ある行動をするよう心がけてください。

年末年始は、帰省などによる移動や多人数で集まる機会も増えると思いますが、全国的にも感染リスクが高まっていることを認識の上、引き続き、ワクチン接種者も含めて、体調管理及びマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用、手指消毒、三密回避といった基本的な感染対策を徹底し、感染拡大につながらないよう、皆様の一層のご協力をお願いします。

また、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

※下記のうち下線部分は、令和4年10月18日付け通知からの変更箇所

学生及びご家族に対しては、本学ホームページと教務システムにより、別紙のとおり通知することとしております。

今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間等 当面の間

県をまたぐ移動について

県をまたぐ移動をする場合には、移動先の都道府県が発信している最新の情報を確認し、感染予防対策を徹底する、又は感染拡大の警報等が発信されている地域への移動を見合わせるなど、感染リスクに応じた対策をし

てください。

なお、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

◆BCPに伴う期間 令和4年12月23日（金）～当面の間

BCPレベル 1：全学

1. 授業等について

（1）感染状況に応じて学部等の判断により、十分な感染防止対策を講じた上で、対面授業及び学位取得のための研究等及び図書館での学修を行いますので、本学ホームページ、教務システム、メール等を随時確認し、指導教員等の指示に従ってください。

また、新型コロナワクチン接種の有無によって、授業実施可否及び授業への出席可否等の制限が行われることは原則としてありません。

※「遠隔授業等」とは、Web 環境を活用した Teams、Zoom、ライブ配信システム、manaba 等による教材配信、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室等で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

※自宅等に遠隔授業等の受信環境が十分でない学生には、Web 環境と感染防止対策が整った教室を確保しています。詳しくは学部等の掲示板等をご確認ください。

（2）体調確認期間の確保や感染又は発熱等の風邪症状等の理由により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにしますので、各学部学務担当係（教養教育科目は教養教育係）等、各学部等の指示に従って連絡してください。

2. 学内への立入について

感染拡大防止に最大限の配慮（3密回避、マスクの着用、咳エチケット、手洗い手指消毒等）をした上で、立ち入ることができます。

なお、食事、授業（自習等を含む）及び用務等の終了後は、速やかに帰宅してください。

3. その他、各学部等の状況や特性に応じて対応してください。

参考資料

- ・厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

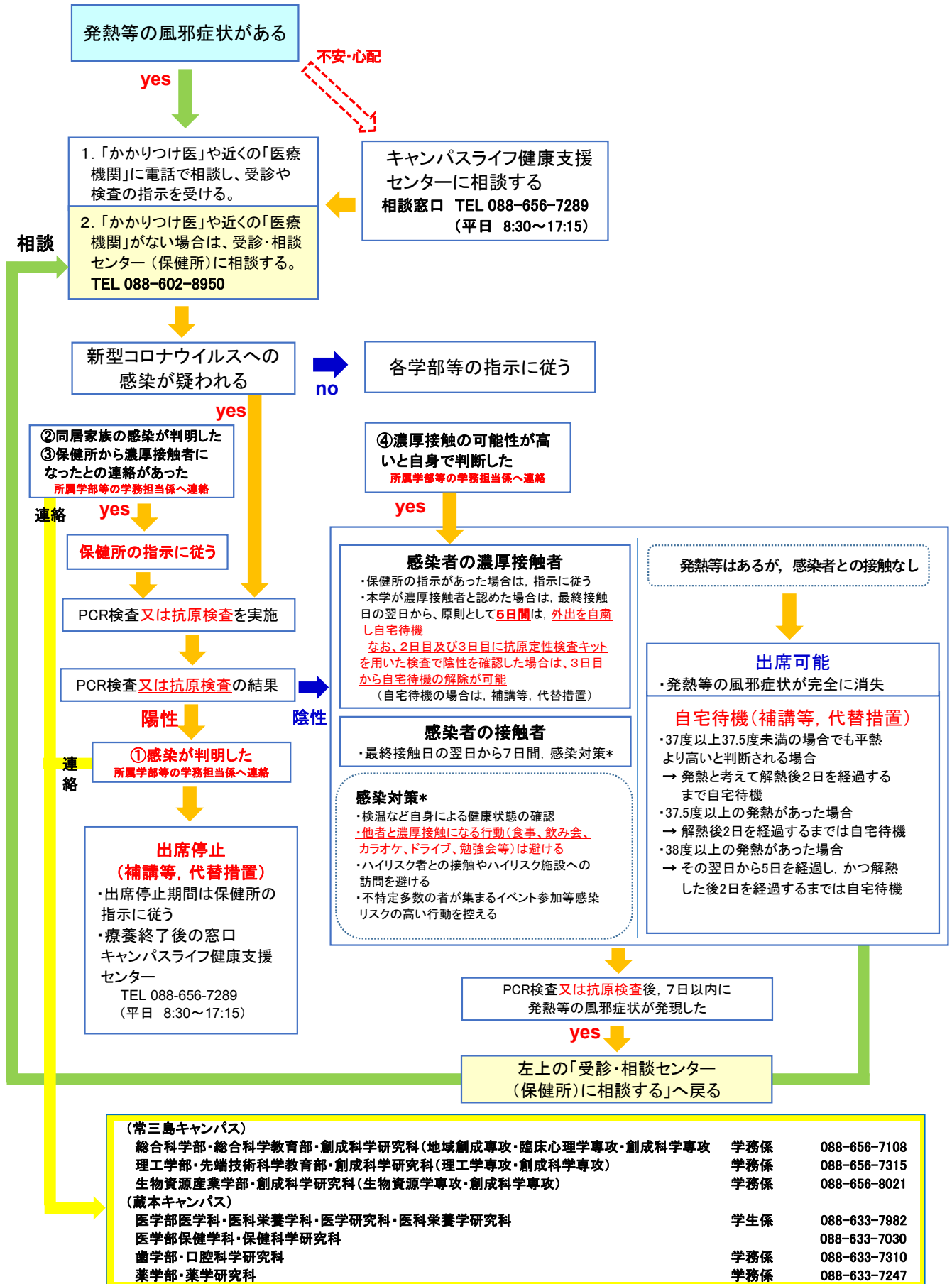
(本件に関する連絡先)

学務部教育支援課教務情報係 (担当 : 小倉)

TEL 088-656-7095 (内線(常三島:82)7095)

E-Mail kygakujk@tokushima-u.ac.jp

新型コロナウイルスに関する措置（学生用）



新型コロナウイルス感染症流行下における学生の海外への渡航方針について(7月1日更新)

令和4年7月1日
危機対策本部会議決定

学生の海外渡航について外務省が設定している感染症危険情報レベル2及びレベル3の国・地域については、引き続き原則禁止とする。ただし、学生が海外で学ぶ機会に配慮するため、渡航先の国・地域の感染症危険情報がレベル2及びレベル3であり、渡航の必要性和渡航可としうる相当な理由・安全状況がある場合に限り、下記の条件を満たす教育研究活動については、渡航期間に関わらず、許可することとします。

なお、感染症危険情報がレベル1の場合は、部局長等による渡航可否の判断により渡航を認めるが、不要不急の渡航(観光等)は自粛を求めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化により、条件を変更する可能性があります。

記

海外への渡航を可能とする条件

1. 学部・研究科の海外留学プログラムによる留学又は私費留学
大学間交流協定等に基づく海外留学プログラムであること。
ただし、私費留学(休学中の海外勉学等)の場合でも、所属する部局長等が、大学間交流協定等に基づく留学に準ずるものであると判断した場合には、例外的に渡航を可能とする場合がある。
2. 私事渡航を希望する学生
学生自身が渡航を強く希望していること(観光は除く。),かつ所属する部局長等・指導教員等、保証人の同意及び渡航先の大学等における受け入れの同意を得ていること。
3. 研究交流,学会発表等に参加を希望する学生
大学間交流協定等に基づく研究交流,調査研究または国際学会,シンポジウム及び研究集会に参加するもので、所属する部局長等・指導教員等、保証人の同意及び渡航先における受け入れの同意を得ていること。

※ 渡航の延期,中止,緊急帰国について

以下のような場合には渡航者の安全を最優先して、渡航の延期,中止や緊急帰国の指示を検討願います。

- ・ 移動制限,国境閉鎖や航空便の休止により渡航者が出国困難となる可能性がある場合
- ・ 移動制限,行動制限により通常の生活を送ることが困難となる恐れがある場合や研究・教育の目的が達成できない恐れがある場合
- ・ 現地の医療体制が脆弱で、新型コロナウイルス感染症やその他の傷病について十分な医療が受けられない恐れがある場合

海外渡航の手続き

学部・研究科の海外留学プログラムによる留学または私費留学	私費渡航又は学会発表等を希望する学部生・大学院生
<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 外国留学願(各学部様式)又は休学願※(本学様式) ※ 休学中の留学で、留学許可を経ずに留学する場合 ② 海外渡航届 ③ 渡航理由書(必要性,渡航可とする理由) 原則として指導教員等が作成 ④ 誓約書・確認事項(別紙様式1,2) ⑤ その他(留学先の状況(宿泊先,安全状況,保険等),受入同意等が分かる書類等) ⑥ 留学プログラムの概要(学部等が企画するプログラムの場合) 2 提出期限 原則として渡航日(プログラム開始予定日)の2ヶ月前まで ※ 受入機関等の留学許可により提出期限までに間に合わない場合は各学部担当係へ相談 3 提出先 各学部担当係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 海外渡航届 ② 渡航理由書(必要性,安全状況) 原則として指導教員等が作成 ③ 誓約書・確認事項(別紙様式1,2) ④ その他(留学先の状況(宿泊先,安全状況,保険等),受入同意等が分かる書類等) 2 提出期限 原則として渡航日の2ヶ月前まで 3 提出先 各学部担当係